

日医発第 1499 号(健Ⅱ)

令和 7 年 1 2 月 1 5 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公印省略)

失業保険の給付額等を増やすことができると謳う申請サポートについて

今般、厚生労働省より、標記について本会へ周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

仕事を失った人は、条件を満たせばハローワーク（公共職業安定所）において、雇用保険制度に基づく失業等給付（一般に「失業保険」や「失業手当」、「失業給付」、「退職給付金」などと呼ばれる。）を受給することができますが、全国の消費生活センター等に「失業保険の受給額や受給期間が増える」と謳う申請サポート事業者とのトラブルに関する相談が寄せられていることから、別添のとおり、注意喚起のための資料が作成されておりますので情報提供させていただきます。

なお、各医療機関において、失業保険の不正受給の疑いのある事案を把握した場合には、最寄りのハローワークに御相談をいただくよう、御案内をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会及び医療機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡

令和 7 年 12 月 3 日

日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

失業保険の給付額等を増やすことができると謳う申請サポートについて(周知)

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

仕事を失った人は、条件を満たせばハローワーク（公共職業安定所）において、雇用保険制度に基づく失業等給付（一般に「失業保険」や「失業手当」、「失業給付」、「退職給付金」などと呼ばれることもある。以下「失業保険」という。）を受給することができますが、これに関して、全国の消費生活センター等には、「失業保険の受給額や受給期間が増える」と謳う申請サポートに関する相談が寄せられています。

今般、消費者庁においては、失業保険の申請サポートに関する消費者トラブルを防ぐため、消費者への注意喚起を行うこととしたことを受け、各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）長あて別添のとおり通知しております。

つきましては、別添の周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 3 日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省職業安定局雇用保険課

失業保険の給付額等を増やすことができるとうる申請サポートについて
（周知依頼）

仕事を失った人は、ハローワーク（公共職業安定所）に申請を行い、条件を満たす場合には雇用保険制度に基づく失業等給付（一般に「失業保険」や「失業手当」、「失業給付」、「退職給付金」などと呼ばれることもある。以下「失業保険」という。）を受給することができますが、これに関して、全国の消費生活センター等には、「失業保険の受給額や受給期間が増える」とうる申請サポートに関する相談が寄せられています。

相談事例のなかには、こうした申請サポートをうる事業者から、うつ病などのメンタルの不調はないにもかかわらず、指定のクリニックで受診するよう指示されるなど、不正受給を促すかのような誘導をされた、とする相談も見受けられるとのことです。

このため、今般、消費者庁において、失業保険の申請サポートに関する消費者トラブルを防ぐため、消費者への注意喚起を行うこととし、別添 1 のとおりプレスリリースを行うとともに、別添 2 のとおり周知用資料が作成されています。

つきましては、各都道府県・指定都市におかれては、管下精神科医療機関に対して周知をお願いします。

なお、各精神科医療機関において、失業保険の不正受給の疑いのある事案を把握した場合には、最寄りのハローワークに御相談をいただくよう、併せて御案内をお願いします。

<全国のハローワークの所在地・電話番号>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

（QR コードはこちら）



以上

失業保険の金額・期間を 増やせる!? という申請 サポートに **注意!**

1

退職を考えてるけど、失業保険の申請って難しそう...



2

申請をサポートしてくれる事業者があるんだ! しかも受給額が増えるって!

プロにお任せ!
最大〇〇万円受け取れる!
受給期間を延長できる!



契 約 後 . . .

3

広告や事前説明で聞いていたような金額の給付金はもらえなかった...



解約したら高額な違約金を請求された!

請求書
違約金
〇〇万円

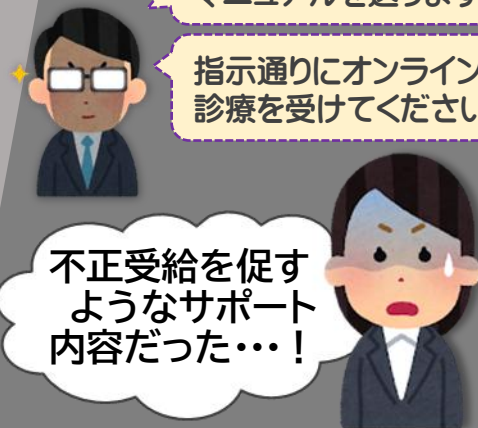


退職の理由はうつ病だということにしましょう!

診断されるためのマニュアルを送ります!

指示通りにオンライン診療を受けてください!

不正受給を促すようなサポート内容だった...!



- ✓ 「〇〇万円受け取れる」などの期待を持たせる広告に注意!
- ✓ 契約前にサービス内容などを慎重に検討しましょう!
- ✓ 不正受給を促すような助言には絶対にのらないで!
- ✓ 契約で不安を感じたら **いやや! 188** に相談!
- ✓ 失業保険のことは **ハローワーク** に相談!

※お近くのハローワークの連絡先は厚生労働省のサイトで確認できます: アクセスはこちらから
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html



令和 7 年 12 月 3 日
独立行政法人国民生活センター

失業保険の給付額等を増やすことができるとうたう申請サポートに注意 —不正受給を促すかのようなケースも！—

雇用保険制度に基づく失業等給付（一般に「失業保険」や「失業手当」、「失業給付」、「退職給付金」などと呼ばれることもある。以下「失業保険」という。）は、仕事を失った人が生活を維持しながら再就職を目指すための公的支援制度です。ハローワーク（公共職業安定所）で申請を行い、条件を満たせば受給することができます。給付額や期間は、退職理由や勤務年数などにより異なります。

全国の消費生活センター等には、「失業保険の受給額や受給期間が増える」とうたう申請サポートに関する相談が寄せられています。主な内容としては、①申請サポートを依頼すれば受給額が増えると期待したが、実際には増えなかった、②途中で解約を希望したが、事業者が認めなかったり、違約金を請求された、③うつ病などのメンタルの不調はないにもかかわらず、指定のクリニックで受診するよう指示されるなど、不正受給を促すかのような誘導をされた、とする相談が目立っています。

そこで、失業保険の申請サポートに関する消費者トラブルを防ぐため、消費者への注意喚起を行います。

<トラブルのイメージ図>

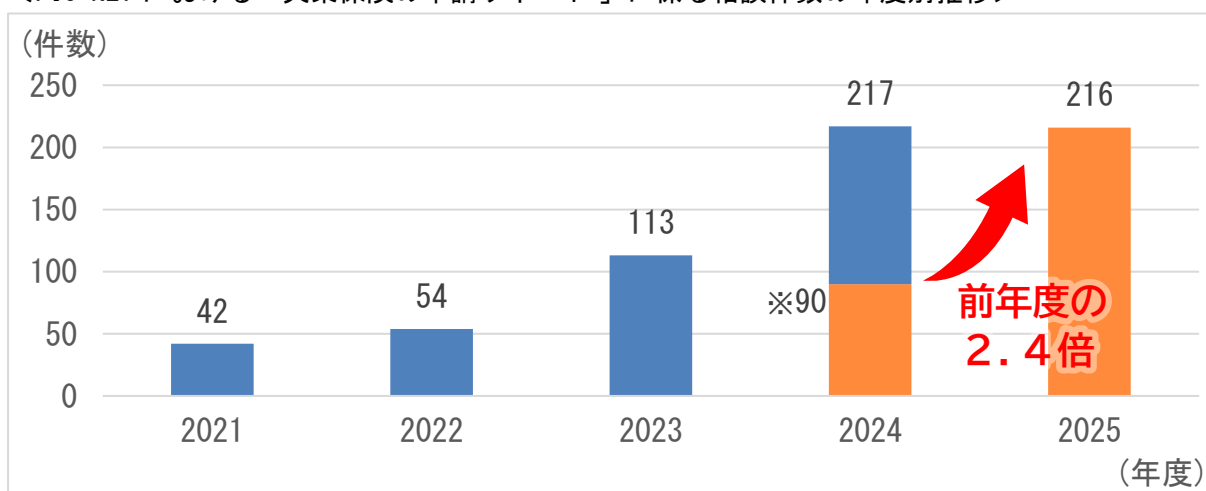
（１）申請サポート契約に至る経緯



(2) 主なトラブル例



＜PIO-NET¹における「失業保険の申請サポート²」に係る相談件数の年度別推移＞



※2024年度同期件数（2024年10月31日までのPIO-NET登録分）は90件。

¹ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。本資料の相談件数は、2021年度受付分から2025年10月31日までのPIO-NET登録分。

² 本資料では、失業保険や失業手当、失業給付、退職給付金等の申請サポートなどの役務（サービス）が関連する相談を対象に集計している。

1. 相談事例（カッコ内は受付年月、契約当事者の属性）

【事例1】失業保険の申請サポート契約をしたが、事業者が言っていたような給付金がもらえなかったので、サポート費用を支払いたくない

インターネットで失業保険の申請サポートをしてくれる事業者を知り、WEB会議で面談をした。そのなかで「社会保障制度を利用すれば最大200万円の失業保険が受給できる。その申請をサポートする」と言われ、約30万円の申請サポート契約を申し込んだ。

その後、事業者から教えられたとおりの手順で失業保険の申請を行ったが、事業者が言っていたような給付金はもらえなかった。事業者からサポート費用の請求を受けているが、事前の説明と異なり、失業保険がもらえないなら支払いたくない。

（2025年5月受付 40歳代 男性）

【事例2】失業保険の申請支援をうたう事業者と契約した後、解約を申し出たら高額な違約金を請求された

退職を考えていた時に、インターネットで失業保険をもらえる期間が長くなり金額も増やすことができるというサイトを見て登録した。WEB会議で説明を受けて契約し、サポート費用として約20万円を振り込んだ。その後、状況が変わり退職しないことになったため、解約を申し出たところ、サポート費用の大部分が違約金になると言われた。まだ何もサポートを受けていないにもかかわらず、高額な違約金を取られることに納得できない。

（2025年7月受付 30歳代 女性）

【事例3】失業保険のサポートをうたう事業者と契約したが、詐欺にならないか不安

SNSで失業保険のサポートをする事業者を知った。退職を考えていたため登録した後、話を聞いたところ、「最短で1か月後には傷病手当が出て、失業給付も10か月間に延長できるようにサポートする」と言われ、サポート費用として約20万円をクレジットカードで支払った。

翌日、サポート内容について説明を受けたが、退職日までに事業者が指定したオンライン診療のメンタルクリニックを受診し、うつ病との診断を受けたら、すぐに仕事ができないという内容の書類をハローワークに提出する、というものだった。うつ病と診断されるためのマニュアルも送られてきた。私はうつ病ではないと思う。このようなやり方は詐欺にならないか。

（2024年9月受付 30歳代 女性）

2. 相談事例からみる問題点

（1）広告や勧誘に過度な期待や誤解を招く表現が用いられていることがある

相談事例では「最大200万円の失業保険が受給できる」など、申請サポートを利用すれば高額の給付が受けられるかのような、過度な期待や誤解を招く広告や勧誘がなされているケースがみられます（事例1、3）。

しかし、失業保険の給付は、あくまでも行政機関による審査を経て、個別の条件に応じて決定されるものであり、サポートを受ければ誰でも一律にももらえるというものではありません。事業者のサポートに従って申請をしても、思ったような給付金が受け取れないこともあります（事例1）。

また、失業保険などの労働及び社会保険制度に関する申請書等の作成や提出を、報酬を得て代行できるのは、法律で定められた社会保険労務士（社労士）や社労士法人などに限られます³。資格のない事業者が行えるのは、あくまで助言及び指導に限られます。ハローワークでは申請手続について無料で相談や案内を受けることができるため、通常、こうしたサポートをうたう事業者を利用しなくとも自分自身で手続を行うことが可能です。

（２）契約後に解約を求めても高額な違約金を請求されたり、解約を拒絶されることがある

一度契約をしてしまうと、その後にサポートが不要になり解約を求めても、サポートを受ける前であっても高額な違約金を請求されたり（事例２）、事業者が解約に応じなかったりすることがあります。

（３）不正受給を促すかのような申請サポートになっているケースがある

相談事例のなかには、給付額や受給期間を増やすために、うつ病の診断を受けるためのマニュアルを渡されたり（事例３）、医師やハローワークに伝える内容を逐一指示されたりするなど、実際の状況とは異なる虚偽の内容での申請をサポート事業者が促した、とみられるケースがあります。

虚偽の内容で申請して失業保険を不正受給した場合には、受給した金額の最大３倍に当たる金額の返金・納付を命じられる⁴、詐欺罪等として刑事罰の対象となるなど、申請者自身が責任を問われることになります⁵。

３．消費者へのアドバイス

（１）過度に期待を持たせる広告に注意しましょう

申請サポートを利用すれば必ず高額な給付が受けられるかのような広告や勧誘が見受けられますが、失業保険はあくまでも行政機関による審査で決定されるものであり、給付が保証されているわけではありません。

また、一度契約すると、期待したとおりの給付を受けられなくても契約金額を支払うよう請求されることがあります。過度に期待を持たせるような広告には気をつけましょう。

（２）サービス内容や解約条件などを慎重に確認しましょう

社労士などの資格のない事業者は申請書類の作成や提出を代行することはできず、できるのは情報提供や助言だけです。申請に不安がある場合には、お住まいの地域のハローワークで、申請書類の書き方などの助言を無料で受けることができます。高額なサポート契約をする前に、その事業者が本当に信頼できるか、資格を持っているか、サービス内容が支払う金額に見合っているか、解約条件はどうなっているかなどについて、慎重に確認することが大切です。

³ 社会保険労務士法 27 条。このほか、弁護士または弁護士法人も社会保険労務士の業務を行うことができる。

⁴ 雇用保険法 10 条の 4 第 1 項

⁵ 不正受給について（事例等）大阪労働局

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_hoken/hourei_seido/situgyo/minasama/fusei.html

（３）事実ではない内容での申請を勧められても、絶対に応じないようにしましょう

給付を増やすために事実ではない内容で申請すると不正受給となり、受給した金額以上の金額の返金・納付を命じられる、刑事罰の対象となるなど、申請者本人が責任を問われることとなります。「知らなかった」「事業者に言われたとおりにした」では済まされません。事業者から事実ではない内容での申請を促すかのような助言を受けても、絶対に応じないようにしましょう。

（４）不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

＊消費者ホットライン：「１８８（いやや!）」番

最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の３桁の電話番号です。

＊ハローワーク（公共職業安定所）

失業保険の手続について、ご不明な点がございましたら、住居所を管轄するハローワークにお問い合わせ・来所の上、ご相談ください。

<全国のハローワークの所在地・電話番号>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

４．情報提供先

- ・消費者庁（法人番号5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会（法人番号2000012010019）
- ・厚生労働省（法人番号6000012070001）

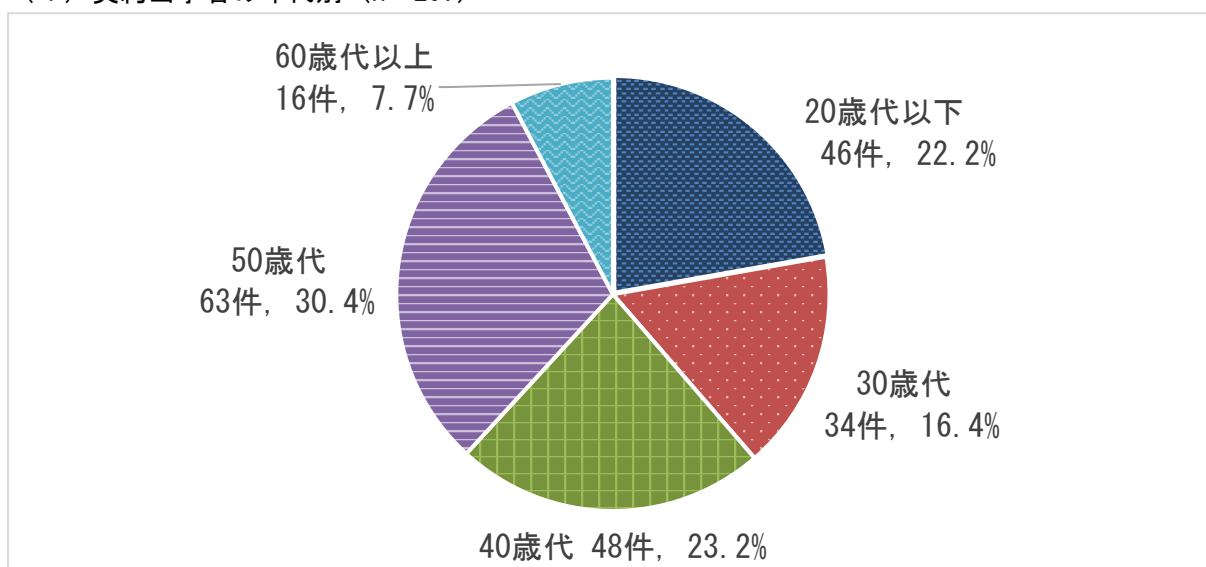
 自己解決をサポートする 消費者トラブル FAQ	国民生活センターは、「消費者トラブル FAQ サイト」で、消費者トラブルにあった方に解決に向けた情報提供をしています。是非ご利用ください。https://www.faq.kokusen.go.jp/	
--	---	---

【参考資料】PI0-NET における「失業保険の申請サポート」に関する相談の傾向⁶

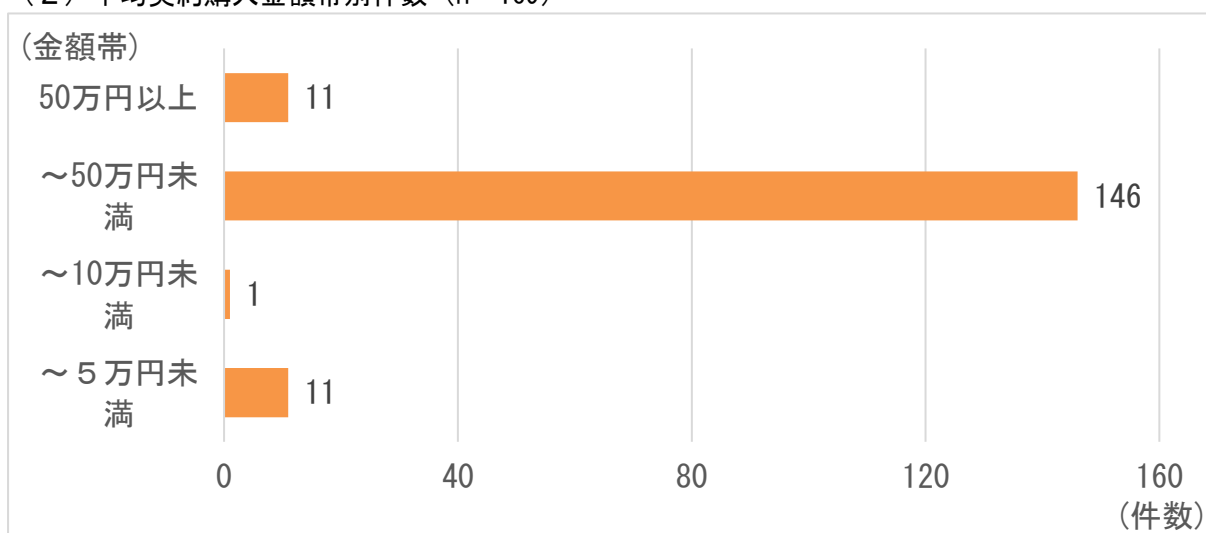
<契約当事者の属性等>

- ・年代：平均年齢 42.7歳
- ・性別：男性約55.6%、女性約 44.4%
- ・平均契約購入金額：約29万円

(1) 契約当事者の年代別 (n=207)



(2) 平均契約購入金額帯別件数 (n=169)



⁶ 2024年度のデータ(2025年10月31日までの登録分)を対象に、「失業保険の申請サポート」に関する相談件数(n=217)のうち、不明・無回答等は除いて分析している。割合は小数点第2位を四捨五入しており、内訳の合計が100%にはならない場合がある。